

# 第10回 マンション管理士と一緒に考えよう！

## ～湯沢のマンション管理～ 懇談会

### テーマ：湯沢のマンション、これからどうする？ ～みんなで描く、湯沢の未来～

今回は、管理の細かな課題や日々の不満を整理する場ではありません。湯沢のマンションや町が、これからどんな姿であつたらいいのか。そんな未来の話を、立場や管理組合の枠を越えて語り合う時間です。「こんな湯沢だったら、もっと人が集まるのでは」「こんなマンションなら、住み続けたい・また来たい」それぞれの想いや視点を持ち寄りながら、湯沢のマンション、そして湯沢という町のこれからを、参加者同士で一緒に描いていきます。正解を出す場ではありません。小さな気づきや、新しいつながりが生まれること自体が、この懇談会の大きな目的です。

- ・開催日時：2026年3月10日(火)10時00分～受付9:45～
- ・開催場所：湯沢町役場 3階 大会議室
- ・参加費：無料
- ・参加者：区分所有者等、行政(県・町)関係者、マンション管理士

■申込期間：2026年2月5日～2026年3月4日 受付担当：マンション管理士 大竹  
■申込方法：電話・ファックス・電子メール・QRコードのいずれかでお申し込みください。  
**TEL:090-3403-6688 FAX:050-3383-4221 E-mail:hisami\_otk@yahoo.co.jp**  
※電話による受付時間：12:30～17:30 ※管理組合名・人数(お名前)をお知らせください。



お申し込みはこちから

#### マンションの管理の主体は？

区分所有者等で構成される管理組合です。管理組合は、区分所有者等の意見が十分に反映されるよう、また、長期的な見通しを持って、適正な運営を行うことが重要となっています。



#### マンション管理士とは？

専門知識をもって、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、管理組合の管理者またはマンションの区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う国家資格です。

### 湯沢町まるごとサポートプラン

- 登録制度：管理組合単位でご登録いただくことでマンション管理士が管理組合運営をサポートいたします。
- 特典：
  - ①管理組合運営に関する診断実施（カルテ作成）
  - ②個別相談
  - ③法務相談
  - ④セミナーの動画配信（期限有り）
  - ⑤各種支援業務について会員価格をご提示

主催：株式会社マンション夢設計

後援：湯沢町(新潟県)

《湯沢町まるごとサポート事業》 担当マンション管理士：稻葉、大竹、柴田、松本